

令和3年10月19日

兵庫県内の事業者の皆様  
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

## 新型コロナウイルス感染症に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、新規感染者が減少傾向にあるものの、今後も感染再拡大には十分警戒する必要があるため、下記の通り施設の使用制限等について要請します。

記

1 期 間 令和3年10月22日(金)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

[特措法第24条第9項に基づく]

### (1) 多数利用施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"><li>遊技施設 [パチンコ屋等]</li><li>遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等]</li><li>商業施設(生活必需物資を除く)</li><li>サービス業(生活必需サービスを除く)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請</li><li>酒類提供<sup>(※1)</sup>の場合は、「一定の要件」<sup>(※2)</sup>を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること</li><li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li></ul>

### (2) イベント関連施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"><li>劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等]</li><li>集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等]</li><li>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</li><li>運動施設・遊技施設 [体育館、ホッケー場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等]</li><li>博物館等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>イベント開催制限の要件<sup>(※3)</sup>を準用した施設の運用を要請</li><li>人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請</li><li>酒類提供<sup>(※1)</sup>は「一定の要件」<sup>(※2)</sup>を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること</li><li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li></ul>

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く)

※3 イベント開催制限の要件

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人又は 収容定員の50%以内 <sup>(※5)</sup> の いずれか大きい方
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50% <sup>(※4)</sup> 以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい

※5 10/30までは、上限10,000人

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間 : 平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_soti.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html)